

クイズで学ぼう！お金のイロイロ（答え）

答えは ①正しい



知るばるとキャラクター
矢口イチ(矢口家の愛犬)

キャッシュレスの決済手段は、店舗における決済形態とお金の支払い形態（清算方法）で分類することができます。まず、決済形態としては、（1）クレジットカードの代名詞となっている「カード決済（磁気・ICチップ型）」、（2）電子マネーなどの「タッチ決済」、（3）新しく登場した「QR・バーコード決済」の3種類があります。

また、支払い形態として、（1）現金や金融機関の預貯金口座などからチャージする「前払い（プリペイド）」、（2）金融機関の預貯金口座からの「即時払い（デビット）」、（3）同「後払い（クレジット）」の3種類があります。

なんらかのキャッシュレス決済サービスを利用したことのある人であればお気づきかもしれません、実は、決済形態と支払い形態の組み合わせは一通りではないのです。

「カード決済（磁気・ICチップ型）」というと、「後払い」のクレジットカードのイメージがありますが、なかには、「前払い」のプリペイドカードも「即時払い」のデビットカードもあります。「タッチ決済」でも、交通系（Suica、PASMOなど）や流通系（WAON、nanaco、楽天Edyなど）は「前払い」ですが、最近では、「前払い」、「即時払い」、「後払い」のいずれの支払い形態にも対応するポストペイ（QUICPay、iDなど）やプラットフォーム系（Apple Pay、Google Payなど）も登場しています。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局（日本銀行高知支店総務課内） **TEL：088-822-0114**

消費生活センター便り

借金のこと、ひとりで悩まず相談してください！



多重債務に関する相談が後を絶ちません。借金のことで毎日頭を悩ませるのは、大変つらいことです。
ひとりで悩まず、消費生活センターに相談してください。借金問題は必ず解決できます。

県内事例①

住宅ローンを含め借り入れが1,000万円以上あるため返済が困難だが、自己破産はせずに返していきたい。債務相談をどこへすればよいか。
(50代 女性)

このほか高知県立消費生活センターからの情報発信中！

f Facebookもチェック⇒



県内事例②

夫が、銀行や消費者金融から総額500万円ほど借り入れをしており、債務整理の相談をしたいが、どうすればよい
か。夫は、15年ほど前にも自己破産を経験している。
(契約当事者:40代 男性)

県内事例③

銀行、クレジット会社、奨学資金等で700万円以上の借り入れがあり、返済が苦しくなってきた。借り入れの整理をしたいが、どうすればよいか。
(20代 男性)

1. 県立消費生活センターでは、月に1回弁護士による多重債務無料法律相談会を開催しています。（※事前予約が必要です。）
また、日曜から金曜まで、消費生活相談員が相談をお聞きしています。お話を伺ったうえで、必要に応じて弁護士や司法書士におつなぎします。
2. 借金の場合は、特に早めの相談が肝心です。相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。
3. 不安なとき、困ったときは、県立消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）にご相談ください。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

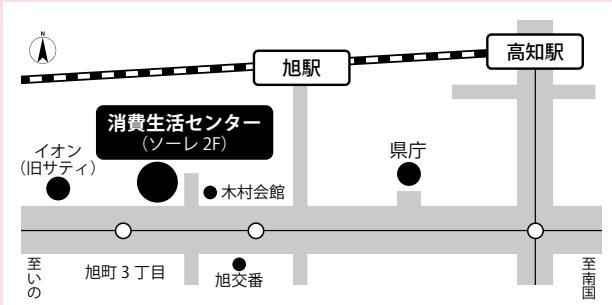
住 所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9：00～16：45

休 所 日 土曜日・祝日・12/29～1/3

※日曜日も相談を受け付けています

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>



消費者ホットライン……局番なしの**188番（いやや）** お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します